

太田市選挙に係る立候補届出の受付順序を定めるくじ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律の規定により太田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）が管理する選挙に係る候補者となろうとするための届出（以下「立候補届出」という。）の受付の順序を定めるため、くじを実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(午前8時30分までに到着した者の受付順序)

第2条 選挙の期日の告示日の午前8時30分までに立候補届出の場所に到着し、立候補届出を行おうとする者（以下「予定者」という。）が2人以上あるときは、くじにより、その受付順序を決定するものとする。

(くじの種類)

第3条 くじの種類は、次のとおりとする。

- (1) 受付の順序を定めるくじを引く順序を定めるくじ
- (2) 受付の順序を定めるくじ

(くじの方法及び受付順序)

第4条 予定者は、選管の指示により、最初に前条第1号のくじを引き、次に同条第2号のくじを引くものとする。

2 立候補届出の受付の順序は、前条第2号のくじに記載された番号をもって決定する。

(辞退者がくじを引く順序)

第5条 第3条第1号のくじを引くことを辞退する者（以下「第1号くじ辞退者」という。）が1人ある場合において、当該第1号くじ辞退者が同条第2号のくじを引く順序は、当該第1号くじ辞退者以外の予定者が引いた残りのくじに記載された番号による順序とする。

2 第1号くじ辞退者が2人以上ある場合において、当該第1号くじ辞退者が第3条第2号のくじを引く順序は、当該第1号くじ辞退者以外の予定者が引いた残りのくじに記載された番号のうち順次に数えて小さい番号から、立候補届出の場所に到着した順序の早い順に割り振るものとする。

3 第3条第2号のくじを引くことを辞退する者（以下「第2号くじ辞退者」という。）が1人ある場合において、当該第2号くじ辞退者の立候補届出の受付の順序は、当該第2号くじ辞退者以外の予定者が引いた残りのくじに記載された番号による順序とする。

4 第2号くじ辞退者が2人以上ある場合において、当該第2号くじ辞退者の立候補届出の受付の順序は、当該第2号くじ辞退者以外の予定者が引いた残りのくじに記載された

番号のうち順次に数えて小さい番号から、立候補届出の場所に到着した順序の早い順に割り振るものとする。

(くじ辞退届)

第6条 第3条のくじを辞退しようとする者は、あらかじめ、立候補届出の受付順序を定めるくじ辞退届(別記様式)を選管に提出するものとする。

(午前8時30分を経過した後に到着した者の受付順序)

第7条 選挙の期日の告示日の午前8時30分を経過した後に受付会場に到着した者の受付順序は、第4条及び第5条に規定するくじによって決定された予定者の受付順序の次の順番から到着した順序の早い順に割り振るものとする。

2 第4条から前条までの規定は、前項の場合において同時に受付会場に到着した者について準用する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、選管が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）

選挙長

住所

氏名

立候補届出の受付順序を定めるくじ辞退届

選挙に係る立候補届出の受付順序を定めるくじのうち、次のくじを引くことを辞退したいので、届け出ます。

- 1 受付の順序を定めるくじを引く順序を定めるくじ
- 2 受付の順序を定めるくじ

備考 該当する番号に○をつけること。